審　査　基　準

平成２８年６月２３日作成

法　　令　　名：風俗営業等適正化法施行規則
根　拠　条　項：第６１条第２項において準用する第４５条
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：１４日
申　　請　　先：営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課
問　合　せ　先：警察本部生活安全企画課許認可指導係（℡076-225-0110 ㈿3043）
備　　考：